

## Ⅲ－04

## 所有権留保

2017年12月1日，総合商社Xは，工作機械30台（本件機械）を7500万円で卸売業者Aに売却し，Aからの1500万円の支払と引換えに引き渡した。本件各機械の目立つ個所には，所有者がXであり，その住所および電話番号を併記したステッカーが貼られていた。機械はAの借りていた倉庫内に保管された。この売買契約においては，残代金は本件機械が売れる毎に売上金から1台あたり200万円をAがXに支払うべきこと，代金支払前には本件機械の所有権はXにあること，代金支払前にはAは本件機械の保管場所を移動させずステッカーも外さないこと，2018年5月31日には残代金を支払うべきことなどが約された。本件機械の転売代金債権についての特約はされていなかった。

一方，契約を結んだ約半月前である2017年11月15日に，Aは同業者Yから運転資金5000万円を借り入れ，その債務の担保として，Aの借りていた上記倉庫内にある在庫商品全部（その時点では約3000万円相当のさまざまな商品が置かれていた）の所有権を譲り渡し，占有改定によるYへの引渡しを行った。2017年12月半ば頃，Yは，本件機械が上記倉庫に搬入されたことを知ったが，現物を点検しておらず，ステッカーの存在を知らなかった。

2018年5月6日，Aは事実上倒産した。この時点で上記倉庫に残っていたのは，XがAに売却した本件機械30台のうちの20台のみであった。10台は，すでにそれ以前に売却済みで転買主Bから代金がAに支払われ，ステッカーを外して上記倉庫から搬出されてBに引き渡されていた。AはBへの転売の事実をXに秘して2000万円の支払を行っていなかった。同じ2018年5月6日昼頃，Aは，本件機械の残り20台のうち10台を3500万円でCに転売したが，転売代金は未回収であり，Cへの引渡しもまだ行われていなかった。

同日夕刻，Aに対して450万円の債権を有していたDが，倉庫に大型トラックを乗り付け，Aに代物弁済を承諾させて，本件機械のうち3台を持ち去ったが，そのうちの1台（ $\alpha$ ）を，建築現場となっていた近隣のZ所有の土地に放置し，現在，Dは行方が知れない。 $\alpha$ にはステッカーが貼られたままになっていた。

5月10日にAに対して4000万円の債権を有するEが，倉庫に残っていた本件機械17台（ $\beta$ ）を差し押さえた。現在時点は2018年9月18日である。

**Keypoints**

- 1 所有権留保と転売の関係を検討する。
- 2 所有権留保と集合流動動産譲渡担保の優劣問題の解決基準を理解する。

- ③ 転売代金債権に対する留保所有権者または譲渡担保権者の権利の有無を考える。
- ④ 留保所有権者または譲渡担保権者の動産返還請求権の有無と相手方の妨害排除請求権との関係を考察する。

### Questions

- (1) B・C・Dは、それぞれ、本件機械の所有権を有効に取得することができるか。
- (2)  $\beta$  に対するEの差押えに対して、XまたはYは異議を主張することができるか。
- (a)  $\beta$  についてXとYはどのような権利を有しているのか。
- (b) XまたはYはEに対して権利を主張できるか。
- (3) AのCに対する3500万円の転売代金債権に対して、XまたはYは権利を主張することができるか。
- (4) XまたはYがZに対して $\alpha$ の返還を請求したところ、Zは逆にXまたはYが $\alpha$ を自らの費用で引き取るよう主張した。X・Y・Zの関係はどう処理されるべきか。

### Checkpoints

- ① 2017年12月1日、総合商社Xが本件機械甲30台を7500万円で卸売業者Aに売却し、Aからの1500万円の支払と引換えに引き渡したことは、意味をもつか。
- ② 本件機械がAの借りていた倉庫内に保管されたことは、意味をもつか。
- ③ 本件各機械の目立つ個所に、所有者がXであり、その住所および電話番号を併記したステッカーが貼られていたことは、意味をもつか。
- ④ AX間の売買契約において、残代金は本件機械が売れる毎に売上金から1台あたり200万円をAがXに支払うべきこと、代金支払前には甲の所有権はXにあること、代金支払前にはAは本件機械の保管場所を移動させずステッカーも外さないこと、2018年5月31日には残代金を支払うべきことなどが約されたことは、意味をもつか。
- ⑤ AX間の売買契約において、本件機械の転売代金債権について特約がされていなかったことは、意味をもつか。
- ⑥ 2017年11月15日、Aが同業者Yから運転資金5000万円を借入れ、その債務の担保として、Aの借りていた上記倉庫内にある在庫商品全部（その時点では約3000万円相当のさまざまな商品が置かれていた）の所有権を譲り渡し、占有改定によるYへの引渡しを行ったことは、意味をもつか。
- ⑦ 2017年12月半ば頃、Yが、本件機械が上記倉庫に搬入されたことを知ったが、現物を点検しておらず、ステッカーの存在を知らなかったことは、意味をもつか。
- ⑧ 2018年5月6日、Aが事実上倒産したことは、意味をもつか。
- ⑨ 2018年5月6日時点で上記倉庫に残っていたのがXがAに売却した本件機械30台の

うちの20台のみであったことは、意味をもつか。

- ⑩ 本件機械のうち10台がすでに5月6日以前に売却済みで転買主Bから代金がAに支払われ、ステッカーを外して上記倉庫から搬出されてBに引き渡されていたことは、意味をもつか。
- ⑪ AがBへの転売の事実をXに秘して2000万円の支払を行っていなかったことは、意味をもつか。
- ⑫ 2018年の5月6日昼頃、Aが本件機械の残り20台のうち10台を3500万円でCに転売したが、転売代金が未回収であり、Cへの引渡しもまだ行われていなかったことは、意味をもつか。
- ⑬ 2018年5月6日夕刻、Aに対して450万円の債権を有していたDが、倉庫に大型トラックを乗り付け、Aに代物弁済を承諾させて、3台の甲を持ち去ったことは、意味をもつか。
- ⑭ Dが持ち去ったうちの1台(α)を、建築現場となっていた近隣のZ所有の土地に放置しことは、意味をもつか。
- ⑮ αにステッカーが貼られたままになっていたことは、意味をもつか。
- ⑯ 2018年7月15日現在、Dの行方が知れないことは、意味をもつか。
- ⑰ 2018年5月10日にAに対して4000万円の債権を有するEが、倉庫に残っていた甲17台(β)を差し押さえたことは、意味をもつか。

## Materials

### 1) 必読文献

道垣内『担保物権法〔第3版〕』359～367頁，同〔第4版〕365～374頁  
または

松岡『担保物権法』375～388頁

### 2) 参考文献A

和田勝行・後掲⑤判解・百I 204頁

田高寛貴・後掲⑥判批・金法2085号24頁

### 3) 参考文献B

米倉明『所有権留保の研究』（新青出版，1997年）の各所

### 4) 参考判例

①最判昭和50年2月28日民集29巻2号193頁 <LEX/DB 27000385>

②最判昭和58年3月18日判時1095号104頁 <LEX/DB 27424019>

③最判昭和49年7月18日民集28巻5号743頁 <LEX/DB 27000428>

④最決平成11年5月17日民集53巻5号863頁 <LEX/DB 28040834>

⑤最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁 <LEX/DB 25440490>

⑥最判平成29年12月7日民集71巻10号1925頁 <LEX/DB 25449089>